

関釜裁判ニュース

1948年2月11日発行

第23号

釜山「従軍慰安婦」
女子勤労挺身隊
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会

関釜裁判とは、一九九二年十二月二十五日以来三次にわたり、韓国釜山市などの元「従軍慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本国の国会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求め、国を相手に提起した裁判である。

四月二十七日！「慰安婦裁判で初の判決

松岡澄子

四月二十七日月曜日午後一時三十分釜山「従軍慰安婦」女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件（関釜裁判）の判決が、山口地方裁判所下関支部で言い渡されることになりました。日本国を相手に提訴している「慰安婦」裁判が六件（韓国遺族会、関釜、フィリピン、在日、オランダ、中国）ありますが、初の判決として社会的に注目される所です。

一九九二年十二月二十五日の提訴以来、二十回の口頭弁論をもって昨年九月二十九日結審しました。五年余の歳月を振り返ると感慨深いものがあります。長きにわたり物心両面で支えて下さった皆様方に深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

ハルモニ達が「私は慰安婦だった」と名乗り出たこと、加害国日本の権威の象徴たる裁判所で原告として重く傷ついた過去を証言したことの凄絶さと重さを思うときに、是非とも原告達が納得できる良心的な判決であってほしいと願わずにおれません。そうでなければ尊厳と名誉の回復を求めて「謝罪と賠償を！」と訴え続けてこられたハルモニ達を再び殺すことになると思うからです。

関釜裁判は「女性の人權や日本国の戦争責任と戦後責任を問ひ、失われた人間の誇りと尊厳を回復する裁判である。」と認識しています。法廷で証言を聞いた私達は、日本が彼女たちの人權を踏みにしり、青春を奪い、心身の傷を今なお引きずって生き

ていることに衝撃と謝罪の気持ちを深くしました。被害者の痛みに共感し、尊厳回復を求める強い思いに触れ、歴史的反省を求める日本人の良心にも呼応する判決であってほしいと心から願ってやみません。

六件の「慰安婦」裁判の中で初の判決という社会的意義を考える時、否、原告達の心からの叫びに耳を傾ける時に、判決までの間、私達は座して待つのではなく、司法の府に良心的な判決、過去の歴史と真正面から向き合い、原告の心を癒し、日本人として歴史の審判に耐えうる判決を求めるよう働きかけていきましょう。団体要請署名と個人によるハガキ要請を準備していますので多くの方にご協力をお願いします。

四月二十七日、最後となる山口地方裁判所下関支部に全国津々浦々から結集して「判決」を原告側にたくりよせようではありませんか。下関でお会いできることをお待ちしております。申し上げます。

原告側 最終準備書面

前文

「歴史に恥じない判決を！」

本件訴訟は、日本国の植民地支配と戦時の強制連行による最も凄惨な人権蹂躪の被害当事者がその沈黙を破って、加害者である日本国に対し、奪われた人間性の回復を求めているのであり、これに対する良心の府の司法判断が歴史に残されようとしている。

殊に、元「従軍慰安婦」被害者に対する日本国の加害行為に対する司法判断としては、現在係属中の戦後補償裁判の中にあつて、本件訴訟が最初のものである。このことが、原告ら当事者は勿論、同種被害を被りながら沈黙を強いられてきた声なき被害者、全世界の心ある支援者、とりわけ六年余の弁論を傍聴し物心両面にわたり原告らを支えてきた人達、そして、加害者日本国を含め、貴庁による本

件訴訟の判決に対し、それぞれの耳目を集中せざるを得ない所以である。

戦時、純朴な少女たちは、故郷から異域万里に引き離され日本帝国に挺身し、あるいは軍人たちに踏みにじられた上に、その後半世紀にわたり恥辱の闇に押し込められたまま沈黙を強いられてきた。少女らの恥辱に目を瞑り、あるいは想いすら及ばすことなく平和と繁栄に身をおいてきた我々は、恥辱の闇から照らし出された厳然たる歴史の前で胸深く反省しなければならぬ。

その反省のありようは、日本国憲法前文で、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして、名譽ある地位を占めたいと願っている日本国にとつて、被害者への償いと謝罪という明確な形で国際社会に示されなければならない。被害者への償いと謝罪を示し、その被害救済を実現することこそが、客観的正義の法である日本国憲法の求めるところである。されば、戦後五〇年余を経てなお、正義が立法府や行政府により回復されていない現在において、本件訴訟は、まさ

に我々に与えられた唯一最後の機会になるやもしれない。

よつて、本件訴訟に対する貴庁の判決が、日本国の正義が奈辺にあるのかを我々に代わつて全世界に表明することになることを銘記されたい。



裁判長への団体要請署名、個人によるハガキ要請について ご協力いただけましたらご一報下さい。こちらからお送りいたします。連絡先は 12ページをご覧下さい。

「慰安婦」問題等の

立法解決をめざして

地方議会・国会に

真相究明の働きかけを

花房俊雄

◆ 始めに

昨年末、金学順（キム ハクスン）さんがお亡くなりになった。人格高潔にして全ての被害者や支援者の敬愛を集めていた人だった。深い喪失感の中で、改めて「慰安婦」問題の解決が被害者の命との競争であることを肝に銘じさせられる。今年こそ戦後補償問題の解決を目に見える動きにして行かねばと、年頭にあたって心に期している。

昨年末、福岡県議会に改めて教科書の「慰安婦」記述の削除請願が提出されるのでは、と懸念したが、動きはなく、逆に二月二十六日から始まる県議会に教科書攻撃を乗り越えて真相究明を求める私たちの準備が進んでいる。

◆ 「国民基金」の悪あがき深まる

一月六日の「韓国日報」と「ハンギョ

レ新聞」に「国民基金」が全面広告を載せた。「これがアジア女性基金の事業です」《「慰安婦」として犠牲になられた皆さんに日本からの補償（償い）の気持ちをお伝えします》とあたかも日本から補償金が出るかのごとき欺瞞に満ちた見出しで、東京の事務局に直接申請するように呼びかけている。昨年一月、七人のハルモニへの強行支給に対する、被害者・支援団体・韓国政府あがての厳しい抗議を私たちは記憶している。今回のやり方は一層卑劣である。経済危機に伴うインフレで韓国政府の元「慰安婦」への生活支援も目減りし、支援団体によるカンパ集めも厳しく、しかも日本からの支給金はウォン換算で倍額になる。こうした時期をねらったの広告は、被害者と血縁者の心を乱し、付け込んで、韓国政府や支援団体の意向におかまひなく一本釣りの支給を強行して「国民基金」の実績を上げようとするものである。「国民基金」の発足当時からあった傲慢な意識が一層エスカレートし、被害者が属する社会や国の意向をも無視した、なりふりかまわず支給実績を上げることだけを目指

した行為である。

韓国政府は日本公使に不快感を表明し、韓国・台湾・日本の市民はハンギョレ新聞に「国民基金」の欺瞞的な広告に驚きを禁じません」との反論広告を掲載した。一方フィリピンの元「慰安婦」たち三〇人近くに、新たに「国民基金」から一時金が支給された。そのうちリラ・ピリピーナに所属する五人のロラは、国民からの募金二〇〇万円のみを受け取り、日本政府からの医療福祉費（二二〇万円）と橋本首相の手紙の受取を拒否した。一月二一日、マニラで記者会見し、国家補償と日本政府の法的責任の確認を伴わない金と手紙の拒否を表明した。したたかで、誇り高い選択を行っている。

被害者と被害国に不信と反発を増幅するしかない「国民基金」に代わる解決を、日本国内に作りだして行くことが急務である。

◆ 国会における立法化の動き

昨年暮れから、衆議院の田中甲議員と弁護士・市民団体が協議して、「慰安婦」問題等の戦争被害究明の議員立法化を進

める超党派の議員懇談会のたちあげに取り組んでいる。地方でも、現在進めている国会宛百万署名の実績をあげて、地元出身の国会議員に託し、立法化の推進議員になっていただくよう働きかけねばならない。

一方、参議院では昨年六月、本岡議員を中心とする二六人によって提出され、廃案になった「戦時性的強制被害者調査会設置法」が今国会に五二人の超党派の議員によって再提出されようとしている。賛同議員は半年で倍増している。七月参議院選で立法解決を進める議員を国会へ送る努力も問われている。

私たちが試みようとしている国政の場における立法解決のために必要なことは、何よりもまずアジアの戦争被害者の痛みを知ることであり、癒しと人間の尊厳回復を求める大きな国際社会の願いを知ることである。そのことは同時に戦後の日本社会の歪みを照らし出す鏡を私たちにもたらすであろう。日本の植民地支配と侵略戦争がもたらした膨大なアジアの死者と被害者を切り捨てて、戦後の高度経済成長を国家目標としてきた日本社会は、

その出発において他者の命と尊厳への畏敬の念を喪失した、モラルなき病巣を抱えていた。経済成長とともにその病巣は日本社会と私たちの心身に深く広がり、自壊の兆しが社会の諸相に見え始めている。

新年早々から、さまざまな問題が噴出してきている。金融危機の進行と官僚たちの底無しの腐敗、阪神大震災から三年経っても遺棄されている膨大な被災者の存在、暴力的な衝動に走る子供達の深い自己喪失、沖縄への基地の集中の破綻。どれ一つ取っても人間への尊厳を喪失してきた戦後社会の病が抱える矛盾である。

アジアの戦争被害者の真相究明は日本社会の病の真相究明でもある。私たちに問われているのは、価値観の根本的な転換である。他者（自然をも含む）の命と尊厳への畏敬の念を取り戻すことが自らの命と尊厳を回復することであるという当たり前の価値観を、元「慰安婦」をはじめとするアジアの戦争被害者によって気づかされ始めている。戦後社会の転換点と戦後補償運動が重なったことは歴史の僥倖と言うべきか。

◆地方議会で決議を

二月県議会に向け、政府にアジアの戦争被害の真相究明を促す議会決議を求める請願者や署名の呼びかけ人に、県下の各大学の先生や各界の有識者たち二〇人近くが名前を連ねてくださった。昨年暮れからの署名運動も関釜裁判を支援する会の会員や、県下の労働組合、生協、部落解放同盟、さまざまな団体によって取り組まれている。二月二五日の集約までの間、一層の協力を訴えます。

こうした取り組みを集約し、さらに立法解決に向けた重要性を深め広げて行くために、二月二二日に農民会館で西野瑠美子さんと額厚さんをお呼びして集會を持ちます。皆様のご参加をお願いいたします。



◎県議会宛の署名は二月二五日から十日以内に提出します。二五日までに届けてください。国会宛署名は引き続き行います。さらに広げていってください。これまで以上に署名を届けてくださった個人と団体に深く感謝致します。

アソシエイト連合の戦争被害者が日本政府や企業を相手取り、謝罪と補償を求める戦後補償裁判「解決する」「すでに時効」とする政府に対する個人からの請求が一九九〇年代に急増、訴訟の形骸がある程度出そろった。また原告勝訴の例はないが、「立法解決」を促した判決も少なくない。原告団が一堂に会して意見書を聞いたのを機に、一連の裁判の争点を整理した。

中沢 市川 速水
(社会部)

外国籍の人による戦後補償裁判 立法解決に政治は答えてよ

提訴急増し47件に まだない原告勝訴

集会を開いたのは、原告代理人を務める約百人の弁護士らによる「戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会」(弁護士連合会)。「原告三十三人、弁護士仲間や裁判支援する約八十人が東京の弁護士会館に集まった。

弁護士などによると、外国籍の人を原告とした戦後補償裁判は四十七件。

訴訟の形態は、①慰謝料や遺族被害者らによる国家賠償請求②強制連行・強制労働に伴う虐待について企業や政府を相手取った訴訟③オランダ、英国人の元捕虜や民間留置者ら元連合会側からの訴え④オランダシスエド条約などにより日本国籍を離脱させられた台湾、韓国人の元軍人・軍

馬による補償要求―などに分けられる。原告の国籍・地域は、韓国、台湾、中国、フィリピン、オランダ、イギリスに及ぶ。

台湾人の元日本兵らに関する補償立法が行われたほか、取り下げられたり、判決が出たケースが十八件あるが、勝訴はない。原告の大半は高齢で、フィリピンの慰安婦訴訟の原告も四十六人中六人が提訴後に死亡。曹淑子弁護士は「被害者の命との競争でもむ」と訴えた。

●四つの壁
原告弁護士が指摘した問題点は四つに大別できる。

①立法裁量論

戦争被害者の救済は立法

政策上の問題で、同法の手

はほおぎないとする判断

だ。「条理」(人道・正義)に

基づいて補償を要求

した朝鮮人の元元〇級戦犯

に対し、一審判決では「国

際規約や人道的見地から、

日本人並みの賠償措置を講

じることが望ましい」とは

言うまでもない。二審を

示しながらも、訴えは退け

た。

原告団は、日本軍に忠誠



「花岡事件」の東京地裁判決で請求を棄却され、記者会見で抗議の声明を発表する被害者ら一〇七年十二月十日、東京・霞が関で

「国籍条項の課税」

オランダシスエド条約は

ど日本国籍を離脱させら

れた在日韓国・朝鮮人ら

は、日本国籍がないことを

理由に援護から除外されて

きた。国連人権委員会は、

オランダによる補償請求を

カルの軍人への年金支給は

戦地での服役への補償であ

り、その後の国籍変更は関

係ないとの判断を示した。

い」と話した。

「戦後補償」立法は

「(戦後補償)立法は

国内でも、在日の韓国人

元軍属の障害年金請求訴訟

で「法の下平等」に立する

疑いがある」と大阪地裁が

指摘している。

●パッチワーク

「(戦後補償)立法は

「国際人権法は戦争犯罪に

時効などは設定していな

で解決する問題なのか」と
コメンテーターの佐藤健生
・拓殖大助教授。「補償法
がないのが一番の問題」と
しながら、「ドイツの戦
後補償措置はパッチワーク
のものだ。新たな法
や超法的な特別措置を重
ねていこうとした。ド
イツも補償には時間がか
かっているし、政治家達の
解決が急がれている」。

しかし、ドイツではこの

政見にも戦後補償の専門家

がいて、超党派での取り組

みを可能にしているとい

う。日本では弁護士や学

者、市民運動家らが、史実

を念頭に明らかにするた

めの「戦争被害者連合会」の設

立を求めている。戦後補償

法の立法運動もある。い

ずれも国会議員の今後の動き

次第ともいえる。

●問われる格差

なぜ日本は国家補償をし

ないのか、それとも、でき

ないのか、と原告団は繰り返

して問いかけている。国の

法的責任を回避して「慰安

婦への償い事業を始めた

「女性のためのアジア平和

国民基金」への批判、被告

と根拠は同じだ。

「約二兆円」対「約四十

兆円」。一橋大の田中宏教

授は「内外格差」を指摘し

た。前者は、日本が十八

か国に支払った賠償金の総

額、後者は日本人の軍人・

軍属、遺族らに支給されて

金順吉裁判「判決」傍聴記

「原告の請求をいずれも棄却！」

十二月二日小雨の降る中、長崎地裁で金順吉裁判の判決が下された。

傍聴席の真ん中に座っていた韓国人原爆被害者協会釜山支部の十三名の訪日団の方々は、開いた口がふさがらない、まだ続きがあるだろうという感じで座り続けていた。全国からかけつけた二百名を超える支援者が抽選の為、地裁前につくった列は壮観で、この裁判の重大さと、長崎の運動の底力を感じた。

金順吉さん本人は病気の為出廷できず、釜山の病室へ支援する会の人が報告し、のちに電話を通じて記者会見をした。

「無念の思いでいっぱい。私の生命のあらゆる限り闘い続けたい。もちろん控訴する。再び法廷に立ちたい。強制連行を不当行為と認めているので、私は勝った裁判だと思っている。」等話された。

龍田弁護士は報告集会で判決を以下のように解説された。

『旧三菱重工業には不法行為責任がある』『日本国巡査の微用手段は違法』と事実認定しながらも、『旧会社はその後解散しており債務は現会社に継承されない』とし、国の責任についても『旧憲法下では国がその権力作用による損害について私人に対して損害賠償責任を負うことはない』という国家無答責論で切った。一九四六年につくられた経済法で三菱を救済し、明治憲法で国の責任を問わないという。現行憲法にも依拠しない司法府の意識があらわになった。

戦後五十年以上積み重ねられてきた国際的な討論を無視した中味の無い判決である。」

明確な、証拠と証人がありながら、このような恥ずかしい判決しか下せないことに怒りがこみあげる。場所は福岡高裁に移る。

可能な限り、支援していきたい。

(花房恵美子)



裁判後の報告集会



キムハクスン 金学順さん逝く

昨年十一月十六日未明、金学順さんは、入院先のソウル梨花女子大病院で七四歳で亡くなられました。

彼女は最初に名乗り出られたという象徴的な存在であるのみならず、その人格的な高貴さにおいて関係者の精神的支柱であったという意味でも、かかわってきた人たちの打撃の大きさは、はかりしれません。次の弔電を、閔釜裁判を支援する会より送りました。

金学順さんの訃報に接し、深く哀悼の意をささげます。

一九九一年、日本政府が国会で「民間業者が連れ歩いた」として日本軍の関与を否定していた時、「わたしが生き証人だ」と負の歴史の扉を開けてくれた金学順さん。その勇気を讃え、その後も毅然とした態度で終始一貫被害者の先頭に立って、日本の謝罪と賠償を求める運動を闘い続けてこられたことに、敬意と拍手を送ります。

慰安婦問題は被害者の名乗り出によって、歴史的な事件として国際的な課題となりました。金学順さんの貢献は大いなるものです。金学順さんはじめ闘い半ばにして

病に倒れたハルモニ達の思いをバネに、日本の戦後補償の実現に向けて頑張ることを霊前に誓います。

一九九七年十二月十七日

戦後責任を問う 閔釜裁判を支援する会

代表 松岡澄子



金学順さん(91年撮影)

橋本首相への金学順さんの書簡

日本国総理・橋本龍太郎貴下

私は金学順と申します。一九九一年八月一日に初めて証言し、日本政府が隠しておしてきた「慰安婦」問題の歴史的な扉を開けてからもう五年も経ちました。誇らし

いことなどひとつもない私自身の過去を明らかにし名のりましたのは、いくらかのお金をもらうためではありません。

私には死に水を取ってくれる身内も既におらず、死に装束も用意し入るべき墓も準備してあります。こんな私に何のお金が必要だというのでしょうか。

ところが、日本は「国民基金」を集めるほどの誠意を見せたのだからもう終わりにしてもいいだろう、何をさらに物欲しげに要求しているのか、といわんばかりの最近の日本側の態度には、私は憤りを押さえることができません。

私が望むのは、日本政府の謝罪と国家的な賠償です。いくばくかのお金で解決することができると考えておられるのなら、それは間違いです。

三六年の間植民地とされた苦痛に加えて、「慰安婦」生活の苦悩をいったいどのようなにしたらいいとおっしゃるのでしよう。胸が痛くてたまりません。韓国人を無視しない下さい。韓国のハルモニ、ハラボジに当時の行いの許しを乞うべきではないでしょうか。

一九九六年九月四日

金学順

「戦争と女性への暴力」
国際会議公開シンポジウムに参加して

石井 美登里

一九九七年十一月三日、東京お茶の水の全電通ホールで「戦争と女性への暴力」国際会議公開シンポジウムが開催されました。アジア女性資料センターから案内をいただき、単身参加をしてきました。世界各地の被害や取り組みの状況をお聞きし、今後の活動に生かしたいと思っただけです。

慣れない東京で、開催場所にやっとたどり着いたときは既に始まっていました。受付をしているロビーも人が多く行き交い、熱気あふれる状態でしたが、会場は立ち見が出るほどで、この問題に多くの人々が関心を寄せ、懸命に解決に向けての努力をしていることが痛いほど、よく伝わってくる雰囲気でした。

この公開シンポジウムに先駆けて、国際会議が十月三十一日から十一月二日まで開かれました。参加国二〇、四〇人余の海外代表に加え、一二人の日本代表で構

成されたこの国際会議は、日本で開くことに重要な意味を持っていました。国連人権委員会の「女性の暴力特別報告官」クマラスワミさんが次回人権委員会に「戦争・武力紛争下の女性への暴力」についての報告をすることになっているため、国際会議を開き協力をしようということがきっかけとなって開催が決定されました。

日本では「自由主義史観」の人々から「慰安婦」問題への攻撃が強まってきており、国際会議を開くことによって、性暴力に取り組む国際的な潮流をアピールすることは意義深いものでした。また、米軍基地があることよって発生している性暴力についても広く知らせる機会となり、日米防衛協力が強化されようという時期でもあるだけに、日本での開催は意味があつたのです。

シンポジウムは「国際会議開催の意義」について松井やよりさんから説明があり、三日間の専門家会議の内容がこの会議の提唱者でもある、フィリピンのイグダイ・サホールさんから報告されました。その後昼食を挟んで五つのパネル・ディスカッションを精力的に行なった後、クマラスワミさんの代理で参加している

スリランカのリサ・コイスさんによる「クマラスワミ報告について」が紹介され、「東京宣言」を採択し終了しました。

会場は国内外から集まった人々の真剣な参加で凝縮された、貴重な時間が流れました。報告者・提起者と聞き手との間で辛い思いや怒りを共有でき、これからの連帯について固く確認しあうことができる、一体となったシンポジウムではなかったでしょうか。

五つのパネル・ディスカッションについて少し詳しく紹介しておきたいと思えます。

当日は時間の関係で、パネラーからの報告・提起のみで会場とのやり取りはありませんでした。できるだけ多くの地域の状況や各国代表の考えを紹介し、グローバルな視点でこの問題をとらえていき、「戦時下においての女性への暴力」はどこでも起きうることでその根幹は、日常の男と女の支配・被支配の関係にあることを浮き彫りにしようとした主催者のねらいがあつたのではないかと思います。

第一のパネル・ディスカッションは「日本軍性奴隷制と集団強姦」で韓国、台湾、中国、フィリピン等六ヶ国七名から実態

報告がされました。

第二は「南アジアの紛争」というテーマでバンングラデシュ、スリランカ、アフガニスタンからの報告がありました。イスラム原理主義に阻まれて「(女性は)学校に行けない、男性の医者にかかれない」等々、人権無視の状況におかれていることなどがよく分かりました。

第三は「米軍基地問題・国連PKO」のテーマで韓国、沖縄、カンボジアからの実態報告がありました。紛争下ではなくても、軍隊のあるところに必ず女性への暴力は存在することが改めて明らかになりました。

第四は「女性の国際連帯」と題して開かれました。東チモール、セルビア(旧ユーゴ)、カナダ、アルジェリアからの報告があり、その当時の状況が生々しく伝わり参加者一同胸が詰まる思いでお聞きしました。と同時に、言い知れない憤りが沸き上がり、解決に向けての心からの連帯を会場全体で確認しあえたのではないかと思えます。

第五は「女性の人権活動の経験」と称して今後の解決に向けてのヒントを、パネラーの経験や提起に見出そうとする目的で設定されました。

オーストラリア、ウガンダ、スリランカ、アメリカ、インドの出席者はそれぞれの立場から貴重な提起を行いました。特に印象的だったのは、国際法律家委員会メンバーでもあるオーストラリアのウステナ・ドルコボルさんの提起で、「東京裁判で語られなかったといっても事実がなかったわけではない。一九四三年に設置された連合軍の戦犯委員会は極東に小委員会を持つていた。日本人捕虜一人一人に行なった聞き書きがある。」「日本の政府に戦争犯罪を認めさせるには、パブリック・キャンペーンが必要だ」という言葉でした。

世界各地で起きている女性への暴力は女性への直接的な性暴力にとどまらず、さまざまな形で発生しており、その定義についての拡大の必要性がこの会議で確認されました。ベトナム戦争時の米軍の化学兵器による女性の生殖機能の破壊、拘留中の女性に対する性的拷問、弾圧的人口管理政策によるリプロダクティブ・ライツの破壊等々。

そして「女性に対する暴力は平時における女性の扱われ方の反映であり、戦時下にはそれは戦争手段として使われる」と

いう発言が、専門家会議で女性に対する暴力の定義を議論したときに各国から出されたとのことですが、本当にそうだと思います。「慰安婦」問題もまさに世界各地で起きた、あるいは起きている女性への人権侵害と本質的には同じでしょう。今回の会議の中で、家父長的意識と仕組みに支配される日常が、非日常に連続性をもたらすという視点が整理されたことは重要であると、西野瑠美子さんは述べています。「慰安婦」問題に関わるとき、基本にすえておかなければならない「視点」ではないでしょうか。

一日の六時間の中に凝縮された沢山の報告、そして課題提起。世界各地での凄まじい女性への暴力と言う形での人権侵害の実態は、驚きの連続と言っても過言ではありませんでした。そして国境を越え、民族を越え、女性の課題はひとつだという共通の認識が参加した人々に胸の中にしっかりと根つきました。この公開シンポジウムは改めて女性たちの人権確立に向けてのスタートなのだと思いができました。



ビョン・ヨンジュ監督『ナヌムの家Ⅱ』福岡で公開

「ナヌムの家」とは戦時中、従軍慰安婦にさせられていたハルモニたちが、現在生活を共にする家である。そこでハルモニたちは畑を耕し、鶏を飼い、キムチを漬ける。家の運営についての会議があり、映画のスタッフたちとの交流がある。彼女たちの日々の暮らしには、笑いも涙もケンカもある。

前作『ナヌムの家』(95年)でビョン・ヨンジュ監督はその日常を描き出し、韓国国内はもとより、日本でも大きな反響を呼んだ。その後「ナヌムの家」がソウル市内から田園地帯に移ったのにもない、監督はハルモニたちから「また映画を撮らないか」との誘いを受け、「ナヌムの家」に何度も通い、時には住み込んで『ナヌムの家Ⅱ』を撮影した。

ビョン監督は「慰安婦自体を超えたもの、人間として経験してはいけないものを(ハルモニたちが)体験し、克服し、自らの姿を積極的に見せるという意味がこの映画にはある。われわれに希望と力を与えてくれる」と映画の制作意図を説明している。

『ナヌムの家Ⅱ』でのハルモニたちには変化がみて取れる。彼女たちは社会の偏見と苦渋に満ちていた人生を克服し、社会との関係を新たに作り始めている。人生に意味を見だし、育み、自己を表現することの喜びを知り、人生を創造的に歩み始めているのだ。前作『ナヌムの家』の映画作りに参加したことも、この変化に寄与しているだろう。

今回、福岡では2日だけの公開予定。2日目には松岡澄子(関釜裁判を支援する会)の講演もある。ハルモニのひとり沈美子さんは「若い世代が慰安婦問題を扱った映画を見て、戦争がどれほど恐ろしいものか分かってくれるでしょう。それを思うとうれしい」と語っている。是非お出かけ下さい。

3月14日(土) 1回目 14:00~ 2回目 15:30~

3月15日(日) 1回目 13:30~ 講演 15:00~ 2回目 15:45~

講演:松岡澄子(関釜裁判を支援する会)

場所:天神ジーサイド7階 NTT 夢天神ホール

主催:福岡アジア映画祭ユニット

特別前売り券 1400円(当日一般 1700円、大学 1500円、中高 1000円)

☆関釜裁判を支援する会 会計報告 1997. 4. 1~1998. 1. 20
 単位: 円

収入		支出	
前期繰越	720,135	原告支援	564,000
会費・カンパ	1,536,940	(原告滞在費を含む)	
雑収入	111,850	弁護団支援カンパ	200,000
各方面での講演料		広報費	150,935
パンフ売上げ		(ニュース印刷)	
裁判傍聴交通費残		事務費	623,520
		(国際電話、郵送費、消耗品等)	
		運動費(他団体へカンパ)	51,000
		ILO派遣カンパ	
		戦後補償立法ネット	
		はねかえそうニュース	
		戦後補償実現キャンペーン他	
		Fネット、FAX専用使用料	167,559
合計	2,368,925	合計	1,757,014

収入 2,368,925
 支出 1,757,014
 残高 611,911

(会計担当; 薬師寺由紀子)

昨年暮れのカンパ要請にたくさんの方々がお応え下さり感謝いたします。

判決には、渡日可能な原告全員を招きたと思っていますので、来日する原告団は十二名位になります。渡航費用と滞在費、とりわけ温泉行費用で一気に底をつきそうです。今年度分会費未納の方よろしくお願ひします。カンパも随時受け付けていますので、是非ご協力お願ひ申し上げます。

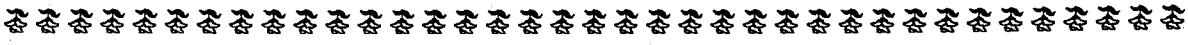
関釜裁判を支援する会活動日誌

1997年

- 11月18日 第54回定例会
- 12月 4日 黄錦周さんを囲んでの交流会に参加
- 8日 糸島労働組合協議会の12・8平和集会(約250人参加)で花房『慰安婦』問題が問いかけるもの』と題して講演
- 9日 第55回定例会
- 11日 学生達の第2回戦後補償学習会「関釜裁判の経過」
- 22日 北九州市の労組に署名要請
- 28日 関釜裁判ニュース編集部呼びかけの忘年会

1998年

- 1月11日 第56回拡大定例会 参加者はこの後約1カ月間、民主リベラル傘下の各労組、部落解放同盟、生協、県労連等に署名要請活動
- 12日 学生達の第三回戦後補償学習会「日本軍『慰安婦』について」
- 19日 日本基督教団九州教区・性差別問題特別委員会で花房『慰安婦』問題～私たちが為すべきこと』として問題提起
- 26日 筑豊の各地域労働組合協議会に署名要請
- 2月 8日 ニュース23号編集作業
- 11日 ニュース発送作業



判決に多数の傍聴を!

4月27日(月)

午後1時30分より

いよいよ判決です。体調が許す限りすべての原告に来ていただく予定です。初の「慰安婦」判決とあって社会的注目が集まっています。多数の傍聴をお願いします。

なお、傍聴のための抽選整理券は、1時間前より配られます。お早めにお越しください。遠方よりお越しの方には傍聴していただけるように配慮致します。

山口地裁下関支部
下関上田中町8-2-2
0832-22-4076
JR山陽本線下関駅から北浦線
(又は東駅を通るバス) 山之口下車
福岡の人は車で一緒に行きましょう

集合場所：九州キリスト教会館
時間：午前10時



「慰安婦」問題等の真相究明を

～ 戦争被害調査会法の国会成立をめざして～

- ◆ 2月22日(日) 午後2時～5時
- ◆ 農民会館 - 4F 福岡市中央区今泉1丁目13-19 ☎092-761-6550
- ◆ 参加費 700円

西野瑠美子 (戦争被害調査法を現する市民議代表)	「慰安婦」問題の現状と立法解決
額綱厚 (山口大学教授)	新ガイドラインと戦争加害の歴史認識
関釜裁判弁護団	関釜裁判の判決と立法化運動

主催 関釜裁判を支援する会

発行 関釜裁判ニュース 23号
1998年2月11日発行
編集作業人 井上由美 落合道夫
佐京剛志 佐京拓子
花房恵美子 花房俊雄

戦後責任を問う関釜裁判を支援する会
代表 松岡登子 入江清弘

会費 年間 3000円
郵便振替 01740-0-47678
口座名 関釜裁判を支援する会

明大がっぱり(20)
インターネットをはじめ約1年
お金持ちも、そうではないも、
権力者も弱者も、パソコンの
画面上で発信し、全世界へ
届くという平気で画期的な
メディアだ。市民運動に
ても活用すれば、大いに功
にほると思う(Ys)